

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>一般社団法人京都府理学療法士会定款(変更案)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 当法人は、一般社団法人京都府理学療法士会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。 2 当法人は理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。</p> <p>(目的) 第3条 当法人は、京都府におけるリハビリテーションの発展と健全な社会づくりを推進するため、理学療法に関する普及啓発、調査研究等を行うとともに、理学療法士の学術及び技術の向上並びに人格及び倫理の高揚を図り、もって府民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 (1)府民の医療、保健、福祉の増進に関する事業 (2)理学療法の普及啓発に関する事業 (3)府民に寄与するための学術及び技能の向上に関する事業 (4)理学療法士の人格及び倫理の高揚に関する事業 (5)刊行物の発行及び、調査、研究及び広報に関する事業 (6)その他前各号の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(公告) 第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その</p>	<p>一般社団法人京都府理学療法士会定款</p> <p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 当法人は、一般社団法人京都府理学療法士会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。 2 当法人は理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。</p> <p>(目的) 第3条 当法人は、京都府におけるリハビリテーションの発展と健全な社会づくりを推進するため、理学療法に関する普及啓発、調査研究等を行うとともに、理学療法士の学術及び技術の向上並びに人格及び倫理の高揚を図り、もって府民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 (1)府民の医療、保健、福祉の増進に関する事業 (2)理学療法の普及啓発に関する事業 (3)府民に寄与するための学術及び技能の向上に関する事業 (4)理学療法士の人格及び倫理の高揚に関する事業 (5)刊行物の発行及び、調査、研究及び広報に関する事業 (6)その他前各号の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(公告) 第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その</p>	

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>なければならない。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1)退会したとき</p> <p>(2)死亡したとき</p> <p>(3)理学療法士免許を取り消されたとき</p> <p>(4)協会規定により会員資格を失ったとき</p> <p>(5)除名されたとき</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、又はその設立主旨に反する行為をしたときは、総会の特別決議により、これを除名することができる。この場合において、その正会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(退会)</p> <p>第10条 正会員及び賛助会員は、いつでも退会できる。退会しようとする時は、退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第11条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。</p> <p>(名簿作成)</p> <p>第12条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成する。</p>	<p>入しなければならない。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1)退会したとき</p> <p>(2)死亡したとき</p> <p>(3)免許を取り消されたとき</p> <p>(4)会費を1年以上滞納したとき</p> <p>(5)除名されたとき</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、又はその設立主旨に反する行為をしたときは、社員総会の特別決議により、これを除名することができる。この場合において、その正会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(退会)</p> <p>第10条 正会員及び賛助会員は、いつでも退会できる。退会しようとする時は、退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(社員名簿)</p> <p>第11条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成する。</p>	<p>修正</p> <p>変更</p> <p>表記修正</p>

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第3章 総会</p> <p>(構成) 第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。</p> <p>(種別) 第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。</p> <p>(権限) 第15条 総会は、次の事項について決議する (1)会員の除名 (2)役員を選任及び解任 (3)事業報告と決算報告・事業計画と予算案の承認 (4)定款の変更 (5)解散及び残余財産の処分 (6)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(招集) 第16条 総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。 2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。</p> <p>(議決権) 第17条 各正会員は、各1個の議決権を有する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 社員総会</p> <p>(社員総会) 第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。</p> <p>(招集) 第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。 2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。</p>	<p>表記修正</p> <p>変更</p> <p>表記修正</p> <p>変更</p> <p>表記修正</p> <p>記載順変更</p>

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。</p> <p>(1)会員の除名 (2)監事の解任 (3)定款の変更 (4)その他法令で定められた事項</p> <p>(書面による決議等)</p> <p>第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって決議し、又は他の正会員に議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p> <p>(議長)</p> <p>第20条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会開催日から10年間主たる事務所に備</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(議決権)</p> <p>第15条 各正会員は、各1個の議決権を有する。</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に</p>	<p>変更</p> <p>記載順変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>表記修正</p>

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>え置く。</p> <p>第4章 役員等</p> <p>(役員)</p> <p>第22条 当法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 副会長 3名 理事 13名以上18名以内 (会長、副会長を含む) 監事 2名</p> <p>(2) 理事のうち1名を代表理事とする。</p> <p>(3) 代表理事を会長とし、理事のうち3名を副会長とする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事会は、代表理事を選任及び解職する。この場合において、理事会は総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選出する方法によることができる。</p> <p>3 副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。</p> <p>4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務・権限)</p> <p>第24条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐する。</p> <p>3 理事は、当法人の業務を分担執行する。</p>	<p>備え置く。</p> <p>第4章 役員等</p> <p>(役員)</p> <p>第18条 当法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 副会長 3名 理事 13名以上18名以内 (会長、副会長を含む) 監事 2名</p> <p>(2) 理事のうち1名を代表理事とする。</p> <p>(3) 代表理事を会長とし、理事のうち3名を副会長とする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事会は、代表理事を選任及び解職する。この場合において、理事会は社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選出する方法によることができる。</p> <p>3 副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。</p> <p>4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務・権限)</p> <p>第20条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐する。</p> <p>3 理事は、当法人の業務を分担執行する。</p>	<p>表記修正</p>

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>4 会長・副会長・理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務・権限)</p> <p>第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない</p> <p>2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない</p> <p>3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>5 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。</p> <p>(解任)</p>	<p>4 会長・副会長・理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務・権限)</p> <p>第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない</p> <p>2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない</p> <p>3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>5 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。</p> <p>(解任)</p>	<p>表記修正</p> <p>表記修正</p>

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第28条 役員の報酬は総会の決議をもって定める。</p> <p>(相談役)</p> <p>第29条 この法人に、3名の相談役を置くことができる。</p> <p>2 相談役は、理事会において選任し、任期は役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 相談役は、正会員の中から選ぶこととし、会長の諮問に応え、この法人の運営に協力する。</p> <p>4 相談役の取扱いについて必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 理事会</p> <p>(開催)</p> <p>第30条 当法人に理事会を置く</p> <p>2 理事会はすべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第31条 理事会は次の職務を行う。</p> <p>(1)当法人の業務執行の決定</p> <p>(2)理事の職務の執行の監督</p>	<p>第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない</p> <p>(報酬)</p> <p>第24条 役員の報酬は社員総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 理事会</p> <p>(開催)</p> <p>第25条 当法人に理事会を置く</p> <p>2 理事会はすべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第26条 理事会は次の職務を行う。</p> <p>(1)当法人の業務執行の決定</p> <p>(2)理事の職務の執行の監督</p>	<p style="text-align: center;">変更</p> <p style="text-align: center;">表記修正</p> <p style="text-align: center;">変更</p>

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(3)会長・副会長及び業務執行理事の選定及び解職 (招集) 第 32 条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたときまたは会長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(決議) 第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録) 第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>(理事会規則) 第 35 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 資産及び会計</p> <p>(事業年度) 第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする</p>	<p>(3)会長・副会長及び業務執行理事の選定及び解職 (招集) 第 27 条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたときまたは会長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(決議) 第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録) 第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>(理事会規則) 第 30 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度) 第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする</p>	<p style="text-align: center;">表記修正</p>

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。</p> <p>3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を経て定時総会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 決算報告 (4) 決算報告の附属明細書 (5) 預貯金財産目録など</p> <p>2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合は、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければ</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。</p> <p>3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を経て定時社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合は、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受</p>	<p>表記修正</p> <p>表記修正</p> <p>表記修正</p> <p>内容変更</p>

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>ばならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p>(1)監査報告 (2)決算書</p> <p>(財産の構成)</p> <p>第39条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)入会金及び会費 (2)寄附金品 (3)事業に伴う収入 (4)財産から生ずる収入 (5)その他の収入</p> <p>(財産の管理)</p> <p>第40条 当法人の財産は理事会が管理し、その方法は、理事会が別に定める。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第41条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 解散</p> <p>(解散)</p>	<p>けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p>(1)監査報告 (2)貸借対照表</p> <p>(財産の構成)</p> <p>第34条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)入会金及び会費 (2)寄附金品 (3)事業に伴う収入 (4)財産から生ずる収入 (5)その他の収入</p> <p>(財産の管理)</p> <p>第35条 当法人の財産は理事会が管理し、その方法は、理事会が別に定める。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第36条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。</p> <p>(解散)</p>	<p>内容変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第42条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議により解散することができる。</p>	<p>第37条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議により解散することができる。</p>	<p>変更</p>
<p>(残余財産の帰属等)</p>	<p>(残余財産の帰属等)</p>	
<p>第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>2 当法人は、剰余金の分配を行わない。</p>	<p>第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>2 当法人は、剰余金の分配を行わない。</p>	<p>表記修正</p>
<p>第8章 事務局</p>	<p>第7章 事務局</p>	<p>表記修正</p>
<p>第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。</p>	<p>第39条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。</p>	<p>表記修正</p>
<p>第9章 附則</p>	<p>第8章 附則</p>	<p>表記修正</p>
<p>(最初の事業年度)</p>	<p>(最初の事業年度)</p>	
<p>第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。</p>	<p>第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。</p>	

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(設立時役員等) 第46条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。</p>	<p>(設立時役員等) 第41条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。</p>	

京都府理学療法士会定款新旧対照表

新	旧	備考欄
---	---	-----